

「平成 23 年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係る  
リース事業者の公募要領

平成 23 年 4 月 15 日  
環 境 省  
総 合 環 境 政 策 局  
環 境 経 済 課

「家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」（概要別添 1）に係るリース事業者を公募する。

### 1. 総則

「家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係るリース事業者の公募の実施については、この要領に定める。

なお、家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「施行令」という。）及びその他の法令の規定によるほか、家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金交付要綱（環政経発第110413002号）及び平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金交付事業実施要領（環政経発第110413003号）の定めるところによる。

### 2. 事業の目的・内容

リース料の低減を通じ低炭素機器の普及を促進することによって地球環境の保全に資するため、環境大臣が別添 2 の項目に照らし、一定の要件を満たすと認めたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）であって低炭素機器をリースにより提供するものに対して補助金を交付するもの。

### 3. 応募資格

次のいずれかに該当する者であること。

- ①リース事業を営む事業者
- ②リース事業を営む者を含む複数の事業者（うちリース事業を営む事業者は 1 社のみとする）

※ ただし、一リース事業者がリース事業者単体及び複数の事業者の両方として申請する場合には、それぞれについて申請を行い、指定を受ける必要がある。

#### 4. 募集に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付先

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係 <担当：高松>

電 話 03-3581-3351 (内線 6252)

F A X 03-3580-9568

電子メール ECOLASE@env. go. jp

##### (2) 受付方法

応募に係る問い合わせについては電子メールで行うこと（電話、来訪等による問合せには対応しない。）。質問のメールの件名は「申請事業者名/質問」とすること。

##### (3) 受付期間

平成23年4月25日(月)までの平日の10時から17時まで（12時～13時は除く。）とする。

##### (4) 回答

平成23年5月6日(金)17時までに、質問のあった事業者に対してメールにより行う。

#### 5. 提出書類、提出期限等

##### (1) 提出書類（各1部）

- ①申請書類表紙（様式1-1又は様式1-2）
- ②応募申請書（様式2-1又は様式2-2）
- ③低炭素機器のリース導入に係る事業計画書（様式3-1又は様式3-2）
- ④複数事業者による参加の場合は、各事業者の役割が分かる資料（様式3-2）
- ⑤会社概要（会社案内パンフレット、社内組織図など）
- ⑥定款（それに準ずるもの）及び登記事項証明書
- ⑦直近3年度分の賃借対照表及び損益計算書等の事業報告書
- ⑧標準的なリース契約書の写し

##### (2) 提出期限等

- ①提出期限 平成23年5月11日
- ②提出書類の提出場所 4.(1)に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送による。郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る（提出期限必着のこと。）。ただし、様式1～3（5(1)の①～④）については電子メール（送り先 ECOLASE@env. go. jp での送信も併せて行い、送付の際のメールの件名は「申請事業者名/申請書」とすること。

##### (3) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。提出書類の用紙の大きさはA4版、可能な限り両面印刷すること。

- ② 提出書類の中央下に通しページを必ず付け、1冊にファイリングし、見出しを付ける等見やすく工夫すること。背表紙に「エコリース促進事業」及び申請事業者名を記載すること。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を依頼することがある。
- ④ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く。）。
- ⑤ 郵送する場合は、封書の表に「家庭・事業者向けエコリース促進事業指定リース事業者公募関係書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった申請書等は、無効とする。
- ⑥ 提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ⑦ 応募資格を満たさない者が提出した申請書等は、無効とする。
- ⑧ 虚偽の記載をした申請書等は、無効とする。
- ⑨ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑩ 提出された申請書等は、環境省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。提出された申請書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。
- ⑪ 申請書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、業務の執行に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 6. 応募種類提出後のスケジュールについて

### （1）審査の実施

公募締め切り後、応募のあったリース事業者について、別添3の「指定リース事業者審査委員会」を設け、応募書類等の審査・評価を実施する（予定：公募締め切り後～平成23年5月下旬）。

### （2）採否の通知等

上記審査を経て、指定リース事業者を決定する。選定結果（採択又は不採択）については、申請者には書面にて通知する（5月下旬予定）。

(別添1)

## 「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」の概要

### 1. 事業額

20億円

### 2. 補助対象機器

平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金交付事業実施要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可。

### 3. 補助対象リース

- ①リース期間が法定耐用年数の70%以上(法定耐用年数が10年以上のものについては60%以上。(1年未満の端数切り捨て))であること。ただし、リース期間3年未満のものは対象としない。
- ②リース期間中の途中解約又は解除ができないもの。
- ③所有権移転外リースであるもの。
- ④親会社、子会社、関連会社間でのリース契約でないもの。
- ⑤1リース契約の上限額は2億円、下限額は事業者が300百万円、家庭(個人)が65万円とする。

### 4. 補助率

2. の補助対象機器をリースにより導入する場合のリース料の3%を助成する。

### 5. 交付対象者

2. の補助対象機器をリースにより提供する指定リース事業者に対して助成を行う。

ただし、リース先は家庭(個人)又は事業者(大企業を除く。)とし、補助事業者による補助金の交付決定に際しては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることをリース契約書等の申請書類で確認できるものであること。

なお、「大企業」とは、資本金10億円以上の企業とする。

### 6. その他

東北電力及び東京電力管内におけるリース契約(被災した設備の代替設備を上記管内外に新設・移設する場合も含む)のみを当面限定的に採択します。

(別添2)

## 「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」指定リース事業者の要件

家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金に係る指定リース事業者については、下記の項目について(別添3)の「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金に係る指定リース事業者審査委員会」による審査・評価を受ける。

### (1) 必須項目(応募資格)

- ①リース事業を営む事業者
- ②リース事業を営む者を含む複数の事業者(うちリース事業を営む事業者は1社のみとする)

※ただし、一リース事業者がリース事業者単体及び複数の事業者の両方として申請する場合には、それぞれについて申請を行い、指定を受ける必要がある。

### (2) 審査項目

- ①リース契約を締結・履行する能力、知識及び組織の有無
- ②一定期間以上のリース事業の経営実績の有無
- ③本事業の目的に沿った事業計画が策定され、本事業を積極的に利用する意欲・社内体制の有無
- ④財務状況(直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書による財務分析等で審査)
- ⑤事務執行、与信管理及び債権管理体制
- ⑥コンプライアンス体制
- ⑦補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等を遵守し(注※)、利子補給金の適正な執行に努めるとともに、会計検査院等の求めがある場合は、事業者の審査等の執行に関する資料の提出を行える体制
- ⑧低炭素投資促進法に基づく低炭素設備リース信用保険への加入状況
- ⑨環境配慮活動(社内体制、取組事例、環境マネジメントシステム等)

※注 補助金適正化法第23条において、環境大臣が補助事業者たる金融機関又は間接補助事業者たる交付対象事業を行う者に対して、必要がある場合には報告徴収を行えることについて規定されている。

(別添3)

「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係る  
指定リース事業者審査委員会の手順

1. 指定リース事業者審査委員会による審査

総合環境政策局内に設置する「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金に係る指定リース事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提出された申請書等の内容や審査委員会事務局が行った審査について評価を行う。

2. 審査委員会の構成

審査委員会の構成は下記のとおりとする。

委員長	外部委員	辻・本郷税理士法人	本郷孔洋	理事長
委員	外部委員	横浜国立大学	八木裕之	教授
		環境省総合環境政策局環境経済課長	正田寛	

\* 委員は、出席が困難な場合は代理を出席させることができる。

なお、審査委員会の円滑な運営を支援するため、環境省総合環境政策局環境経済課に事務局を置く。

3. 審査方法

指定リース事業者への応募に際し提出された申請書等の内容については、まず審査委員会事務局が事前審査を行うこととする。その後、審査委員会が、審査委員会事務局による審査結果の妥当性について客観的に評価を行うものとする。